

安全保障理事会決議 2010 (2011)

2011年9月30日、安全保障理事会第6626回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアにおける事態、武力紛争下の文民の保護、女性および平和並びに安全、および子どもと武力紛争に関する安保理の従前の全ての諸決議並びに安保理議長声明を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ソマリアにおける事態の包括的且つ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

ジブチ和平プロセスとソマリアにおける永続的な政治解決に到達するための枠組を提供している暫定連邦憲法に対する安保理の十分な支援をくり返し表明し、ソマリア住民の中の和解と対話を促進する必要性を認識しまた最終的に全てを包括する政治プロセスを通して達成される広い基盤にたった代議制の重要性を強調し、

ジブチ和平プロセスの一部としての暫定連邦政府の役割において同政府に対する安保理の支援を再確認し、結合力のあるまた団結したやり方で活動しジブチ合意と暫定憲章により定められた移行任務を完遂するためのその取組を強化する暫定連邦制度の主要な責任を強調し、また暫定連邦制度に対し、地方と地域の行政府を含むソマリアの他のグループと密接に調整を行うことを求め、

あらゆる利害関係者の協力して活動をする取組を通じたソマリアにおける平和と安全の確立を奨励する包括的戦略の必要に関する安保理の強調をくり返し表明し、

事務総長特別代表、オーガスティン・マヒガ博士、並びにソマリア担当アフリカ連合委員会委員長特別代表、ブーバカール・ガッソー・ディアラ大使を称賛しまた彼らの取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

ソマリア担当アフリカ連合上級代表としてのジェリー・ローリングス元大統領の活動を歓迎し、

2011年6月9日のカンパラ協定の調印を想起し、同協定の条件の下で2012年8月20日までの12か月間、大統領および議長並びにその副の選挙を延期する決定に留意しまたその義務を謹んで受けるための署名を強く促し、

明確な予定表、達成条件および法令遵守制度と共に今後12か月にわたり暫定連邦制度により提供されるべき主要任務と優先事項を定めている行程表の合意、9月6日にモガディシュで開催された協議会合で、マヒガ事務総長特使により促進された、を歓迎し、同行程表を実施する主要な責任を有している暫定連邦制度および他の署名者に対し、同行程表における彼らの公約に従うことを促しまた暫定連邦制

度に対する将来の支援は、これらの任務の達成次第であることに留意し、

ソマリアにおける平和と安定は、ソマリア全体にわたる和解と効果的な統治にかかっていることを認識しまたソマリアの全ての当事者に対し、暴力を否定し平和と安定を構築するため共に活動することを促し、

暫定連邦制度に対し、その合法性と信頼性を増しまた国際社会からの継続的支援を可能にするためにその透明性を増し且つ腐敗と闘うことを促し、

ソマリアにおける悲惨な且つ悪化しつつある人道状況およびソマリア国民、とりわけ干ばつと飢饉の女性と子どもへの影響に深刻な懸念を表明し、国際法に従って全ての当事者に対し、この危機的な時期に人道機関に対し安全且つ妨害のないアクセスを認めることを求め、また人道援助の提供において中立、不偏、人間性および独立の原則を是認する重要性を強調し、

あらゆる当事者、特に武装集団によるソマリアにおける人道援助の提供を標的とすること、妨害若しくは阻止を強く非難し、また人道要員へのあらゆる攻撃を憂慮し、

国際連合ソマリア統合アピールに十分な資金提供がないことに重大な懸念を表明し、必要とするものへの資源の緊急の結集の必要性を強調しまた全ての加盟国に対し現在および将来の統合人道アピールへの寄与を求め、

ソマリアにおける永続的平和と安定に対するアフリカ連合ソマリアミッション(AMISOM)の貢献を称賛し、その部隊による重大な損失を認識し、ウガンダおよびブルンジ政府による AMISOM への部隊並びに装備の継続的関与に安保理の謝意を表明しまたアフリカ連合の他の加盟国に対し、AMISOM へ部隊を提供することを考慮することを求め、

ソマリアにおける継続的戦闘および一般住民に対するその影響についての安保理の重大な懸念をくり返し表明し、暫定連邦政府、AMISOM 並びに一般住民への武装反政府グループおよび外国人戦闘員、とりわけアル・シャバブによる、テロ攻撃を含む、あらゆる攻撃を非難し、またソマリア並びに国際社会にとってソマリアの武装反政府グループおよび外国人戦闘員、とりわけアル・シャバブがテロリストの脅威を構成していることを強調し、

モガディシュにおける治安状況の最近の改善を歓迎し、AMISOM およびソマリア治安部隊の取組を称賛し、彼らに対しこれらの進歩を強化することを奨励しまた暫定連邦制度に対し、モガディシュに関する合意およびモガディシュ安定化計画の実施を速やかに促進することによりまた基本的役務の提供を促進すること並びにその国民全てに良い統治を提供することにより改善された治安状況を利用することを促し、

暫定連邦政府に対し、ソマリアの経済的および社会的開発並びにソマリア人の人権の実現を含む、ソマリア人のためのより良い未来のための根拠を踏み固めている行程表において合意された優先度の高

い業務および目標を完遂するその取組を引き続き一つにしました倍加することを求め、他方で、これに関連して、暫定連邦政府、地方および地域の行政政府に対する国際社会の協力と支援の必要性を認識し、

ソマリアの長期間の安定と治安のために必要不可欠である、ソマリア治安部隊の再建、訓練、設備を与えることおよび維持の重要性を再確認し、現行の欧州連合ソマリア訓練ミッションに対する支援を表明し、国際社会からの統合された、時宜を得たまた持続的支援の重要性を強調し、そしてソマリア治安部隊に対し、モガディシュ全体の治安を強化するため AMISOM と共に活動することにより、その効果を証明することを奨励し、

AMISOM とソマリアの支援に寄与した加盟国および機構を称賛し、国際社会に対し、時宜を得た且つ予測可能な資金提供を重要性を認識しつつ、適切な場合には、追加的資金提供を動員することを奨励し、また資金提供国、国際連合およびアフリカ連合内の効果的な調整の必要性を強調し、

安保理決議 1950 (2010) および 1976 (2011) を想起し、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗により引き起こされる脅威に安保理の深刻な懸念を表明し、ソマリアにおける現行の不安定さが、ソマリア沿岸沖の海賊並びに海上武装強盗および人質を取る問題の一因となっていることを認識し、違法に融資し、計画し、組織化し若しくは海賊攻撃から不法に利益を得る者を捜査しまた起訴する必要性を含む、海賊およびその根底にある原因に取り組むのための、国際社会と暫定連邦制度による包括的な対応の必要性を強調し、またソマリア沖海賊対策コンタクトグループ、国家および国際的機関や地域的機関の取組を歓迎し、

2011年8月30日付の事務総長報告書(S/2011/549)および国際社会の支援を得て暫定連邦制度による政治的、治安上の並びに復旧の方法についての継続的な活動のための勧告を歓迎し、

ソマリアにおける事態は、同地域における国際的な平和および安全に対する脅威を構成していると認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1772 (2007) の第9項に定められたその既存の職務権限を実行するのに必要なあらゆる措置を講じる権限が与えられている AMISOM の 2012年10月31日までの展開を維持するためアフリカ連合の加盟国に権限を付与することを決定し、またアフリカ連合に対し、その兵力を制服要員 12,000名の負託された水準まで緊急に増やし、そのことによりその職務権限を実行するその能力を高めることを要請する。
2. 暫定連邦政府に対し、明確な予定表、達成条件、および法令遵守制度と共に今後 12か月にわたり暫定連邦制度により提供されるべき主要任務と優先事項の行程表の条件に従うことを求め、暫定連邦制度に対する安全保障理事会の将来の支援は、これらの任務の達成次第であることに留意し、また事務総長に対し、安全保障理事会に対する彼の報告書において、行程表に対する暫定連邦制度により為された進展に関する最新情報を提供することを要請する。

3. 2011年9月13日のアフリカ連合平和安全保障理事会によるソマリアに関する勧告に留意し、また現場での状況を検討のもとにおき続け AMISOM に関する安保理の将来の決定において、上記第2項で言及された行程表に規定された主要任務の達成における暫定連邦制度による進展を、考慮する安保理の意図を強調する。
4. 国際連合機関の職務権限の効果的な実施の重要な要素として、ソマリアにおける国際連合機関とその職員の現地関与を増やすために、UNPOS および国際連合 AMISOM 支援事務所を含む他の国際連合事務所および機関により、取られた措置を歓迎し、また、事務総長報告書 (S/2010/447) と事務総長報告書 (S/2009/210) において要約された治安状況に一致した、ソマリアとりわけモガディシュに対する国際連合のより永続的且つ増加する現地関与の確立を促す。
5. 2011年9月13日のアフリカ連合の議長報告書および2011年8月30日の事務総長報告書 (S/2011/549) を想起し、モガディシュへの国際連合機関およびその職員並びに他の公式な国際的訪問者が増加していることが、安全、護衛および保護サービスを提供する AMISOM に追加的な圧力をかけていることに合意し、国際連合に対し、国際連合を含む国際社会からの要員に安全、護衛および保護サービスを提供する、AMISOM の負託された部隊レベル内で、適切な規模の警備部隊を策定するためアフリカ連合と協働することを促し、また AMISOM が、現在の負託された 12,000 名の部隊水準に到達した時、AMISOM の負託された部隊水準を調整する必要可能性を再検討し且つ徹底的に審議する安保理の意図を表明する。
6. 事務総長に対し、AMISOM の活動概念に関するものを含む、国際連合アフリカ連合事務所を通じた、AMISOM の計画立案および展開についてアフリカ連合に対する技術的且つ専門的助言を提供し続けることを要請する。
7. その作戦期間中の文民犠牲者を減らす AMISOM により行われた進展を歓迎し、AMISOM に対し、文民犠牲者を防止するためのその取組を行うことおよびアフリカ連合平和安全保障理事会により要請されたように文民を保護する効果的な対処方法を策定し続けることを、促す。
8. AMISOM に対し、ソマリア警察部隊および国家治安軍の開発、とりわけソマリア治安部隊の命令および管理の効果的な連鎖の履行について暫定連邦政府を支援すること、また他の加盟国若しくはソマリア内外の機関により訓練されたソマリア部隊の統合を支援し続けることを要請する。
9. 効果的な政治的関与の重要な役割がモガディシュの安定に役割を果たしていることに留意し、効果的なソマリア警察部隊の開発を続ける必要性を強調した AMISOM 内に警察部隊を開発するアフリカ連合の要望を歓迎する。
10. 事務総長に対し、決議 1910 (2010) の第6項に定められた国際連合基金の支出に関する説明責任と透明性を確保しつつ、2012年10月31日までの安全保障理事会宛事務総長書簡 (S/2009/60) において詳述された、広報支援を含むが基金の移転は含まない装備および役務から成る、上記第5項で言

及された警備部隊を含む、AMISOM の制服要員上限 12,000 名を求めた決議 1863 (2009) により求められた AMISOM への後方支援パッケージを提供し続けることを要請した。

11. 関連する二国間支援の最大限の効率と関与を確保することを継続する一方、例外的な基礎および本使節団の独特な性格のために、2011 年 9 月 21 日の事務総長書簡 (S/2011/591) および 2011 年 9 月 29 日の安全保障理事会議長書簡 (S/2011/602) の交換書簡において詳述されたように上限 12,000 名の部隊に対する AMISOM のための後方支援パッケージを拡大することを決定する。
12. 安全保障理事会宛事務総長書簡 (S/2009/210) で詳述されたような簡易爆発装置対策および爆発性兵器処理活動は、関連する二国間支援の最大限の効率性と関与を確保することを継続する一方で、後方支援パッケージを通して提供されることを考慮する。
13. 決議 1863 (2009) で表明された国際連合平和維持活動の設立に関する意図についての安保理の声明を想起し、またそのような活動を展開するあらゆる決定は、2009 年 4 月 16 日付事務総長報告書 (S/2009/210) および 2010 年 12 月 30 日付事務総長報告書 (S/2010/675) に規定された条件を、特に、考慮することに留意し、また事務総長に対し、彼の報告書 (S/2009/210) の第 82-86 項に特定された措置を、この報告書の条件に従って、取ることを要請する。
14. 装備、技術的支援および AMISOM に対する国際連合信託基金への予告無しの資金提供を通じた AMISOM を支援する、あるいは条件付き所有装備の払い戻しのため、また AMISOM 部隊のための飛行の特別許可を供給するための、緊急の必要性のためのものを含む、AMISOM 支援の直接の二国間贈与を行う、加盟国および地域的機関並びに国際機関に対する、安保理の呼びかけをくり返し表明し、また資金提供国に対し適切な資金提供および装備が即時に提供される事を確保するために国際連合並びにアフリカ連合と密接に活動することを奨励する。
15. ソマリアの長期間の治安を確保するためにソマリア治安部隊の効果的な開発が必要であることを強調し、また、ソマリアの治安制度のための国際連合信託基金への一般的且つ敏速に寄与することおよび決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および 12 項に一致して、AMISOM と調整した訓練、技術的支援および装備を通してを含む、ソマリア治安部隊への支援を申し出ることを加盟国、地域的並びに国際的機関に求める安保理の呼びかけをくり返し表明する。
16. 事務総長に対し、ソマリア警察部隊および国家治安部隊を含む暫定治安制度を開発する暫定連邦政府を支援することを継続すること、並びに法の支配および人権保護並びに統治、詳しい調査並びに監視制度を含むその治安部隊の活動のための法的並びに政策的枠組のための尊重を反映したソマリア人自身の国家治安戦略を策定する暫定連邦政府を支援することを継続することを要請する。
17. 決議 733 (1992) の第 5 項により課された決議 1425 (2002) の第 1 および 2 項によりさらに推敲された措置は、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および 12 項に従って、ジブチ和平プロセスに一致してまた決議 1772 (2007) の第 12 項に規定された通知手続を条件として、暫定連邦政府の治安部門制度を開発する目的のために同政府に提供された供給品と技術支援には適用されないことを再確認

する。

18. ソマリアの全ての当事者に対し、ジブチ合意を支援する安保理の呼びかけをくり返し表明し全ての戦闘行為、武力対決の行為およびソマリアと暫定連邦政府の安定を損なう取組を終わらせることを求める。
19. 事務総長に対し、彼の特別代表を通じて、全てのソマリア人の中の和解と適切な場合には地方水準での和解と和平取組に対する支援を含む、国際社会の支援を得た、一般的な和平プロセスを促進する彼の周旋を拡大し続けることを要請する。
20. 地域的行政府と市民社会が政治プロセスにおいて果たすことができる重要な役割に留意し、また暫定連邦制度によるこれらのグループとの強められた対話と政治的アウトリーチを奨励する。
21. 国際社会に対し、ソマリアに対する継続する支援の一部として、平和構築、能力構築およびソマリランドとプントランドを含むがそれに限定されない、ソマリア内の関連する安定分野における良い統治の効果に対する更なる支援を提供することを奨励する。
22. ソマリアにおける文民に対するあらゆる攻撃を非難し、性的およびジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる暴力行為若しくは女性および子どもを含む文民並びに国際人道法および人権法に違反して人道要員に対して行われた虐待の即時停止を求め、また敵対行為の効果から、とりわけあらゆる無差別攻撃若しくは行き過ぎた武力の行使を避けることにより、一般住民を保護するソマリアにおける全ての当事者の義務を遵守する彼らの責任を強調する。
23. ソマリアにおいて人権侵害が継続している報告に懸念を表明し、またこれらの申し立てられた人権侵害を捜査しまたその責任を訴追する重要性を強調する。
24. ソマリアにおける子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業グループにより承認された結論(S/AC.51/2011/2)を想起し、全ての当事者に対し、ソマリアにおける子どもに対して行われた深刻な暴力や虐待を終わらせることを求め、暫定連邦政府に対し、子どもの勧誘と使用を止めさせるための具体的な時間を限った行動計画を策定し且つ実行することを促し、事務総長に対しこれに関連した暫定連邦政府との対話を継続することを要請し、また UNPOS の子ども保護部門を強化しまたソマリアにおける子どもの状況の継続した監視と報告を確実にするという事務総長への安保理の要請をくり返し表明する。
25. ソマリアにおける紛争関連性的暴力が増加している報告について重大な懸念を表明し、全ての当事者に対し、そのような暴力と虐待をやめることを求めまた事務総長に対し、UNPOS の女性保護部門の強化を含む、決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) の関連条項を実施することを要請する。
26. 全ての当事者および武装集団に対し、人道支援要員と供給品の安全を確保するため適切な措置を講

じることを要求し、また全ての当事者がソマリア中の援助を必要としている人々への時宜を得た人道支援の提供のために十分、安全且つ妨害のないアクセスを確保することを更に要求する。

27. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表および国際連合ソマリア政治事務所（UNPOS）を通して、ソマリアにおける国際連合システムのあらゆる活動に対する統合された対処法を効果的に調整し且つ策定する彼らの取組、ソマリアにおける永続する平和と安定を確立するための取組に対する周旋並びに政治的支援を提供する彼らの取組、および事務総長報告書（S/2009/684）に含まれた勧告を考慮しつつ、当面の回復とソマリアの長期にわたる経済開発の双方のために国際社会からの資源と支援を結集する彼らの取組を倍加することを要請し、また UNPOS および他の国際連合事務所並びに機関が透明性をもって活動しまた国際社会と調整することの重要性を強調する。
28. 取組の重複を減らし資源の適切な利用を確保するための取組におけるソマリアでの適切な責任の分配を認めるために、またソマリアに関する事務総長の定期報告書におけるこの問題に関する最新情報を含むために、IGAD、アフリカ連合および国際連合内の協力を強化することを要請する。
29. 事務総長に対し、四か月毎に本決議のあらゆる側面について報告することを要請し、また 2001 年 10 月 31 日の安全保障理事会議長声明（S/PRST/2001/30）および安全保障理事会決議 1863（2009）、1872（2009）、1910（2010）および 1964（2010）において明確に述べられたような、事務総長の報告義務として、状況を再検討する安保理の意図を表明する。
30. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。